

国立大学法人東京医科歯科大学監査室設置要項

〔平成17年12月1日〕
制 定

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学監査室（以下「監査室」という。）の設置及び任務等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 学長の下に、監査室を置く。

（業務）

第3条 監査室は、学長の指示に基づき、次に掲げる業務を行う。

- （1）内部監査に関すること。
- （2）監事の事務を補佐すること。
- （3）会計検査院の会計実地検査に係る連絡調整に関すること。
- （4）その他監査に関し学長が必要と認める業務に関すること。

（室長）

第4条 監査室に室長を置き、学長の指名する理事又は職員をもって充てる。

2 室長は、学長の命を受け、監査室の業務を総括する。

（室員）

第5条 監査室に、室員として、副室長、係長、主任、その他必要な職員を置くことができる。

- 2 室員は、事務職員をもって充てる。
- 3 室員は、上司の命を受けて、監査室の業務を処理する。

（業務監査係及び財務監査係）

第6条 監査室に、業務監査係及び財務監査係を置き、その業務を分掌する。

- 2 業務監査係においては、次の業務をつかさどる。
 - （1）業務に係る監査に関すること。
 - （2）その他監査室の業務に関し、財務監査係の所掌に属しない業務を処理すること。
- 3 財務監査係においては、財務・会計に係る監査に関する業務をつかさどる。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年7月17日制定）

この要項は、平成20年8月1日から施行し、改正後の第6条第1項及び第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月23日制定）

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日制定）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月14日制定）

この要項は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日制定）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日制定）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。